

農業経営基盤の強化の

促進に関する基本構想

令和 5 年 10 月

大 潟 村

目 次

第 1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1. 大潟村農業の概要と課題	1
2. 大潟村農業の今後の方向	2
3. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標と取組み	3
4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
第 2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	10
1. 農用地の利用に占めるシェアの目標	10
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	12
2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	19
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
4. J A大潟村等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	22
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第 6. その他	24
別紙 1 (第 5 の 1 の (2) の⑥関係)	26
別紙 2 (第 5 の 1 の (3) 関係)	27

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 大潟村農業の概要と課題

大潟村（以下「村」という。）は、秋田県のほぼ中央部・男鹿半島の東側に位置し、日本第二の湖だった八郎潟を世紀の大事業といわれた八郎潟干拓によって誕生した、広大な大地と緑の田園を持つ豊かな農村である。

昭和42年より入植を開始し、当初戸当たり10ha規模の「水稻単作」の営農形態でスタートしたが、昭和45年から始まった米生産調整に伴い、昭和48年に営農計画の見直しが行われた。その結果、5haの農地が追加配分されたが、営農は当分の間、稲と畑作物の作付割合を同程度とすることを基本とした田畑複合経営が実施された。

昭和50年以降は田畑複合経営が実施されてきたが、畑作の大部分は転作扱いとはされず、また、干拓地特有の排水性の悪い重粘土質のため、畑作生産基盤としては甚だ弱く、生産性は極めて不安定であった。そこで、農地全面水田取扱いに向け国・県に要望してきた結果、昭和60年には10ha、昭和62年には12.5haと稲作上限面積が徐々に拡大されたものの、転作非協力者も増大した。平成2年度以降は入植農地全面水田取扱い並びに県内並みの転作率が適用され、現在では米の需給動向に応じた生産が行われている。

田畑複合経営により、稲作を主体に畑作では小麦、大豆をはじめとしてメロン、南瓜、タマネギ等に取り組みまれるようになり、特に南瓜加工のパンプキンパイは市場でも高い評価を得て、村の特産物となっている。平成30年より機械化による大規模な生産を始めたタマネギは、年々反収・品質が向上しており、今後更なる規模拡大が見込まれる。

また、近年、有機質資材を活用した特別栽培米等の生産や園芸団地、育苗団地等を利用した施設園芸の取組も行われている。

しかし、ここに至るまでには排水対策が重要課題とされ、村でも暗渠補助事業をはじめとして大潟土地改良区（以下「土地改良区」という。）との連携のもとその対策を推進し、また、農家自らも排水路の良好な管理及び明渠、暗渠の設置による排水の促進のほか、2年3作体系による「土づくり」に努めた。さらに、村は大潟村農業委員会（以下「農業委員会」という。）との連携により農地の交換分合を実施し、農作業や機械利用の効率化を促し、稲作・畑作ともに安定生産を図った。

一方で、近年、米価の低迷・米消費の減退傾向が続く中、水稻を主体とした農家経営は厳しい状況となっている。このような状況で、村の基幹産業である農業を発展させるためには、農政の変化に的確に対応しながらも、水稻主体の土地利用型農業を基本に、野菜・畑作栽培や施設園芸を含む多様な生産形態により、農業所得の向上及び食糧生産基地として確固たる地位を築く必要がある。そのため高収益作物との複合経営、有機栽培や特別栽培米等を推進するとともに、家族中心の経営、雇用人材を含めた会社経営、複数の経営が協力して行う営農形態の活用など、多様な農業形態でのチャレンジをサポートし推進していくことが必要である。

村の農業のその他の動きとしては、平成23年からは水田農業推進協議会を母体に、耕作放棄地協議会及び担い手育成総合支援対策協議会を統合した「大潟村地域農業再生協議会」

（以下「再生協」という。）を設立し、戦略作物の生産振興、経営所得安定対策や担い手の育成と確保及び農地の保全と有効利用などに関する取組を総合的に推進している。

以上の現状、課題を踏まえ、しなやかで強く、競争力のある農業振興を目指す施策を総合的に推進・実現するため、平成31年3月に「第2期大潟村農業チャレンジプラン」を策定し、農業振興を図っている。

2. 大潟村農業の今後の方向

米に大きく依存する村の農業生産額は、国・県の補助事業による底上げがありつつも、米価に大きく左右される。そのため、タマネギ、南瓜、メロン、ニンニクといった、高収益作物との複合経営へ転換する農家も増加傾向にある。

国では、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を革新的な技術の活用（イノベーション）で実現する新たな政策方針として、「みどりの食料システム戦略」が策定された。

そして村では、第2期大潟村農業チャレンジプランにおいて、次に掲げる3つの視野から、今後の大潟村農業の振興を検討することとしている。

(1) 飛躍と持続を可能にする農業

今後の50年を見通し、経営品目と経営形態の双方を見直し、村農業の新展開を図ることが求められている。

第2期大潟村農業チャレンジプランでは、新しい品目を取り入れて定着させていくため、検討する必要がある農業形態について、単一のモデルではなく、家族中心の経営、雇用人材を含めた会社経営、複数の経営が協力して行う営農形態の活用など、考えられる多様な農業形態へのチャレンジを、それぞれサポートし推進していくことを提案している。

(2) 水田稲作農業の新たなチャレンジ

大潟村の農業は、他地域の大規模化に伴って規模の有利性は縮小し、また国内の米需要減少により、価格低下などの販売環境は厳しさを増している。そのため、人口減少や高齢化に伴う家庭用需要の減少と外食産業・加工業での需要の増加などの現状に対応した生産物を供給する体制構築が必要であり、その中で利益を確保できる経営への転換が求められている。

具体的な方法として、次の事項を推進していく。

① 多様な水稻品種特性に応じた栽培技術の確立

輸出や加工用米といった実需に即した多様な品種特性に応じた栽培技術を確立するとともに、気象変動による収量減も見据え、安定収量確保のための栽培技術を再確認する学習会を行う。

② 地域ブランド「大潟村」の形成と農産物加工の推進

大潟村産農産物・食品の品質・安全性を日本国内のみならず海外へも発信し、農産物や米製品等の販売・輸出を伸ばすための施策として、大潟村自体のイメージをブランド化する地域ブランド化を展開する。

また、村内農産物を原料とした加工食品生産を推進するために、商品生産・販売におけるマーケティングやパッケージ・ネーミング製作等を支援する。

③ 精密農業実現に向けた土壌診断・施肥技術活用の支援

適正施肥に向けた土壌診断、施肥のための技術活用に対して支援する。また、土壌成分の偏りを明らかにし、適正な施肥を行うためのデータ取得に対して支援する。

(3) 大潟村発知識集約型農業の展開

個における知識集積のみを進めた場合、情報の蛸壺化が進み、地域に横断的なつながりや革新的な発想が出にくい状況を生み出してしまう。競争と協調の循環から地域における知識集約を進めるため、ICT農業、環境創造型農業、高度人材育成の3つの視点から展開していく。

① ICT農業

農業者の既存の取組を後押しするようなICT環境基盤整備を基本にしつつ、その成果を

オープンリソース化することで新たに技術導入を図る農業者に対するイノベーションの横展開を図る。

また、農業者と民間企業・県研究機関・県立大学等が技術交流する「場」をつくり、生産性向上を実現する先端技術に関する情報の集積と普及を図る。

②環境創造型農業

これまで実践してきた環境創造型農業の取組を継続していくことで、地域ブランド力の形成を進めるとともに、その価値を消費者が認知することでさらなる地域ブランド力の強化を図る。

また、無落水水田（環境負荷低減技術）や自動運転田植え機（スマート農業）による新たな技術の実証結果を踏まえ普及に取り組む。

そのほか、村民が行う環境創造型農業活動について、村外の農業者、住民、消費者やグループ・団体を巻き込みながら展開する活動について支援する。

③高度人材育成

経営継承前後の青年層、経営参画事例が増えている女性農業者、農業法人におけるリーダー人材を対象に、農業・農村における高度人材育成モデルの構築に取り組む。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標と取組み

(1) 目標

村は、このような地域の農業構造の現状と見通しのもとに、今後の国際化時代における激しい地域間競争に対応できるしなやかで強く、競争力のある農業となるよう概ね10年後の農業経営の発展的な経営指標を定め、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、村において現に成立している優良な経営事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し1経営体当たりの年間農業所得1,000万円程度、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間～2,000時間程度の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 取組み

前記の目標を達成するため、村は、将来の大潟村農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長するために、意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すことに対して、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、関係機関団体に協力を求め認定制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 推進体制

我が国の農産物の生産・需給・価格の動向等に対応した視野の広いたくましい経営体を育成していくためにも農業者自らが「経営者」として、新たな環境変化に対応できる経営者能力の向上に努めていけるよう次の推進体制をとる。

- ① 村、大潟村議会、農業委員会、土地改良区、大潟村農業協同組合（以下「JA大潟村」という。）、（株）大潟村カンントリーエレベーター公社（以下「CE」という。）、秋田地域振興局農林部等農業関係機関団体が相互に連携して必要な施設の整備充実を図るとともに支援・指導を行うための体制を編成する。

- ② 農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を提示するなど重点的指導や研修会の開催等を行う。
- ③ 適切な資金計画による投資を行っていくため、再生協において、日本政策金融公庫秋田支店の参画を仰ぎ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修及び指導を実施する。
- ④ 複合経営に取り組もうとする農業者に対して、導入作目の栽培に関する指導を行なう。また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図り、農家の年間労働配分、価格変動に対する危険分散のため、複合経営のさらなる推進と研究及び普及に努める。
- ⑤ 効率的な農業経営を推進するため、個別による複合経営のみでなく、部門別専門化等による農業の特化により地域全体として経営効率を高めることで農家個々の効率的な農業経営を図る。
- ⑥ 農業の特化や高齢化及び担い手不足によって生じる農地賃借と農作業受委託については、関係機関が一体となって農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、村の農作業受託組合の利用など両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。
なお、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの実態に配慮した円滑な農用地の面的集積を推進する。
- ⑦ 農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

村における過去5年間の新規就農者数の年平均は7人、親元就農がその大部分を占めている。今後も農業後継者の確保に努めるとともに、本村農業の持続的発展に向け、地域農業の担い手の安定的な確保に努めるものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

村では40～50代の農業者が全体の6割を占めているほか、(1)に掲げる状況により、地域農業の維持発展に必要な担い手が確保されている状況である。引き続き農業後継者の確保に努めるとともに、村で新たに農業経営を営もうとする青年等については、適時、育成と支援に努めるものとする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

村において現に成立している優良な経営事例と均衡する主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間～2,000時間程度の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得500万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本村の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、村、農業委員会、J A大潟村、土地改良区、C E、秋田地域振興局農林部、秋田県農業経営・就農支援センターで構成する大潟村就農定着支援チーム（以下「支援チーム」という。）による総合的な支援を実施し、農業者の協力を得ながら、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在、村で展開している優良事例を踏まえ、村における主要な営農類型について、次に示す。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋大豆(単作)	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 大豆 2.4ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻＋麦類・大豆	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 麦類 2.4ha 後作大豆 2.4ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用者の確保
水稻＋大豆＋野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 3.4ha 大豆 2.4ha メロン 0.6ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻＋ 大豆＋野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 4.0ha 大豆 2.4ha 枝豆 0.2ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 枝豆収穫機(1条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・C E利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.0人 ・農繁期における臨時雇用の確保
水稻＋ 大豆＋野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 3.4ha 大豆 2.4ha キャベツ 0.6ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 移植機 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・C E利用 ・汎用コンバインは共同利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用の確保
水稻＋野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 5.2ha 南瓜 1.2ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・C E利用	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期における臨時雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
水稻＋野菜	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 5.8ha ネギ 0.6ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 堀取り機 1台 皮むき機 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用	・複式簿記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保
水稻＋花き	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha トルコギキョウ 季咲栽培 240 m² 抑制栽培 240 m² <経営面積> 田 15.0ha 畑 480 m²	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畝立機 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・育苗団地の有効利用 ・季咲栽培(8月)と抑制栽培(10月)を1棟ずつ	・複式簿記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保
水稻＋花き	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha トルコギキョウ 抑制栽培 240 m² チューリップ 加温栽培 240 m² <経営面積> 田 15.0ha 畑 480 m²	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畝立機 1台 暖房機 1台 予冷庫 2坪 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・CE利用 ・育苗団地の有効利用 ・抑制栽培(8月)と加温栽培(1～2月)を1棟ずつ	・複式簿記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5人 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
水稻＋ 畜産(肉用 牛繁殖肥育 一貫)	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha 肥育牛(和牛) 50 頭 <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 畜舎 1棟 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・C E利用	・複式簿記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5 人 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保
水稻(単作)	<作付面積> 主食米 8.0ha 非主食米 6.4ha <経営面積> 田 15.0ha	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 田植機(乗用8条) 1台 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 (乾燥調整設備 1式) <その他> ・特別栽培米の栽培 ・C E利用	・複式簿記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族労働力 2.5 人 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保

- (注) 1. 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、標準的な家族構成を想定しておおむね2人程度としている。
2. 労働時間はおおむね年間1,800時間～2,000時間を目標とする。週当たり労働時間は40～50時間とし、農休日は原則として週1日以上とする。
3. 畦畔率を4%とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、村において現に成立している優良な経営事例を踏まえ、主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について第1の3の(1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 農用地の利用に占めるシェアの目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業を経営する農業者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関して、以下の目標として示す。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営体の地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
100% 農地中間管理事業等の計画的な推進により、効率的かつ安定的な農業を経営する農業者へ面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営体の地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む〕面積のシェアの目標である。

2. 目標年次は令和7年度とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が緊密に連携して、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図り、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

村は、秋田県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5-6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、大潟村農業の地域特性、即ち、大規模複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を推進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、大潟村農業の特性を踏まえてそれぞれ実情に即して実施するものとする。なお、利用権設定等促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業については、大潟村全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

特に、村においてはこれまで農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、未だ経営農地が分散している農業者もおり、農作業の負担が大きい農業者がいる。また、今後10年で経営移譲・高齢化による離農等が進行した場合、農地が大きく供給されることが予想される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

以下、各個別事業毎に述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画推進事業

村は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、村、農業委員会、JA大潟村、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 大潟村における農業の将来の在り方

(イ) (ア)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(ウ) 農業者その他の関係者が(イ)の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

③ 大潟村における地域計画の区域の基準

大潟村における地域計画の区域は村内全域とする。

農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

村は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、JA大潟村、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

- (2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第29号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための

利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいる者とする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行うJA大潟村又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合においてJA大潟村又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、JA大潟村その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第6条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備える者とする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適

当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定について、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行うJA大潟村、農業協同組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

- ② 村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積等促進計画の作成手続きを進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積等促進計画の策定期間

- ① 村は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ② 村は、農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積等促進計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積等促進計画は、現に定められている農用地利用集積等促進計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(6) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、村に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 村の全部をその地区の全部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積等促進計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積等促進計画の作成

- ① 村は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ② 村は、(6)の②及び③の規定による農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合

には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったとき、村は、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

④ 村は、農用地利用集積等促進計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(8) 農用地利用集積等促進計画の内容

農用地利用集積等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(2)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

村は、農用地利用集積等促進計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積等促進計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積等促進計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積等促進計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を村掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

村が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(13) 農業委員会への報告

村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(14) 紛争の処理

村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対

価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(15) 農用地利用集積等促進計画の取消し等

① 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積等促進計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積等促進計画を取消した旨及び当該農用地利用集積等促進計画のうち取り消しに係る部分を村掲示板への掲示により公告する。

④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構の事業実施の促進を図るものとする。
- (2) 村、農業委員会、J A大潟村は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、同機構対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。
- ② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積

をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、秋田地域振興局農林部、農業委員会、J A大潟村、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

4. J A大潟村等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア J A大潟村等による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての

普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

村は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加できるように相談機能の一層の充実と新規就農対策を関係機関と連携して進めるとともに、先進的な法人経営等での実践的研修、大潟村チャレンジ農場等を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、高齢者等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

① 受入環境の整備

支援チームは構成機関と連携しながら、適時、就農相談を実施し、就農希望者に対し、村での就農に向けた情報（研修、農地等に関する情報等）の提供を行う。

また、小・中学生を対象とした農業体験や高校生を対象としたインターンシップ等の受入を行う。

② 中長期的な取り組み

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。村では、学校菜園を活用した農業体験ができる環境づくりが整っており、農業に関する知見がさらに広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

支援チームは円滑な就農定着を図るため、構成機関と連携・協力して、必要に応じて営農計画の作成支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が孤立することのないよう、地域への溶け込みのサポートを行い、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、農業近代化ゼミナールや農協青年部等への参加を促し、農業後継者との交流の場を提供する。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組み

地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金等の国の施策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

村は、1から7までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 村は、幹線用排水路、道路横断管をはじめとした基幹土地改良施設の更新改善事業の推進を図り、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 村は、大潟村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、畑作を通じて望ましい経営体の育成を図ることとする。また、夏冬を通じた平準的労働配分を可能にする営農類型を確立し、農業経営の安定向上に資するように努める。

ウ 村は、農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

村は、農業委員会、土地改良区、J A大潟村、秋田地域振興局農林部、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、J A大潟村、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるもの

とし、村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

1. この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。
2. 中央増反地を所有する村外の者の認定については、その者の住居地の基本構想に準拠して経営改善計画又は青年等就農計画の認定をするものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。

別紙1（第5の1の(2)の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、JA大潟村等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。】
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合【※その土地を効率的に利用することができると認められること。】
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。】
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合【※その土地を効率的に利用することができると認められること。】
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙 2（第 5 の 1 の (3) 関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間は 3・6・10 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3・6・10 年とすることが相当でない認められる場合には、3・6・10 年と異なる存続期間とすることができる。 なお、特定法人貸付事業による場合には、第 6 の 3 の (1) によるものとする。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の情勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積等促進計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する J A 大潟村等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき大潟村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の特価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の特価の支払い期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、特価の全部の支払い期限までに特価の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積等促進計画に基づく法律関係は失効するものとする。